定　　款

パーク２４株式会社

1985年08月05日　制定
1998年01月29日　改定
2000年01月28日　改定
2002年01月30日　改定
2002年06月19日　改定
2003年01月30日　改定
2004年01月29日　改定
2004年12月20日　改定
2006年11月01日　改定
2007年01月30日　改定
2008年01月29日　改定
2009年01月28日　改定
2010年01月27日　改定
2012年01月26日　改定
2016年01月27日　改定
2017年01月26日　改定
2019年01月24日　改定
2019年05月01日　改定

第１章　　総　　則

（商　　号）

第 １ 条　　当会社はパーク２４株式会社と称し､登記上はパーク二四株式会社と表示する。

２．当会社の英社名は、ＰＡＲＫ２４　Ｃｏ.,Ｌｔｄ.と称する。

（目　　的）

第 ２ 条　　当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

１．駐車場設備に関する機械および器具の製造、販売、賃貸および保守
２．駐車場設備工事の設計および施工
３．駐車場の経営
４．駐車場および土地建物の管理業務
５．宅地建物取引業
６．不動産の売買・交換・賃貸およびその仲介ならびに所有・管理および利用
７．不動産鑑定・評価業務
８．建築設計および企画コンサルタント業務
９．住宅設備および給排水設備の修繕および保守
10．警備業
11．一般および特定労働者派遣業
12．有料職業紹介事業
13．生命保険の募集に関する業務ならびに損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
14．コンタクトセンターの運営
15．インターネットおよび情報システムを利用した顧客サービス業務
16．インターネット等の情報システムに関連する企画、開発、運営、保守、管理ならびに各種サービス
17．自動車、オートバイおよび自転車の売買、仲介斡旋、賃貸、リース、管理および保守整備などのサービスの企画、開発、運営に関する業務
18．古物商
19．自動車、オートバイおよび自転車用品、自動車、オートバイおよび自転車付属品ならびにアクセサリー、その他の物品の企画、開発、販売、施工
20．ロードサービス業
21．クレジットカード業
22．会員カード、ポイントカード等の管理業務
23．インターネットによる通信販売業
24．コンピューター、オフィスオートメーション機器、情報通信機器およびこれを利用した通信システムの製作、販売、リース、保守・管理
25．マーケティング・リサーチおよび経営情報の調査、収集および提供ならびに広告宣伝に関する業務
26．経営コンサルティング業務
27．資産運用に関するコンサルティング業務
28．書籍、雑誌、印刷物および電子出版物の企画、制作、翻訳、出版、販売

29. 各種イベントの企画、制作、運営
30. 廃棄物の収集運搬業務
31. 飲食店業
32. 浴場施設の経営
33. 託児所の経営
34. 情報システムを利用した各種集金決済代行サービス
35. 信託受益権の取得、保有および処分ならびに管理
36. 当会社の関連会社の株式の取得、保有、運用、管理および売買
37. 衣料品、日用雑貨、飲食物の販売
38. 旅行業
39. 一般貨物自動車運送事業
40. 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第 3 条　　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機　　関）
第 4 条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

（公告方法）
第 5 条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第 6 条　　当会社の発行可能株式総数は、２８３，６８０，０００株とする。

（自己の株式の取得）
第 7 条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元未満株式の買増し）
第 8 条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満の株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（単元株式数）
第 ９ 条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利）
第１０条　　当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１１条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）
第１２条　　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第３章　　株主総会

（株主総会の招集）
第１３条　　当会社の定時株主総会は、毎年１月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にその都度招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１４条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１０月３１日とする。

（招集者および議長）
第１５条　　株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第１６条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類にかかる会計監査報告または監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第１７条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を提出することを要する。

（決議の方法）

第１８条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議 事 録）

第１９条　　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第４章　　取締役および取締役会

（員　　数）

第２０条　　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）

第２１条　　取締役の選任決議は､監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

２．取締役の選任については、累積投票によらない。

（任　　期）

第２２条　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．増員または補欠により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）または退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

４．任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２３条　　取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議により、代表取締役社長を１名、また必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名定めることができる。

（取締役会の招集者および議長）

第２４条　　取締役会は、法令に定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第２５条　　取締役会の招集通知は､各取締役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２６条　　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務の執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第２７条　　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決める。

２．当会社は、会社法第３７０条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（議 事 録）

第２８条　　取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法務省令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

（相 談 役）

第２９条　　取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。

（取締役会規則）

第３０条　　取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

（取締役の責任限定契約）

第３１条　　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

（報 酬 等）

第３２条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

第５章　　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第３３条　　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規則）

第３４条　　監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

第６章　　計　　算

（事業年度）

第３５条　　当会社の事業年度は、毎年１１月１日より、翌年１０月３１日までの１年とする。

（剰余金配当の基準日）

第３６条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年１０月３１日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年４月３０日とする。

３．前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当金）

第３７条　　当会社は、取締役会の決議により、毎年４月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３８条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2019年5月1日　改定

この写しは原本と相違ないことを証明します。

パ ー ク 二 四 株 式 会 社
代表取締役社長　西川　光一